

むつ市議会第246回定例会会議録 第1号

議事日程 第1号

令和2年11月25日（水曜日）午前10時開会・開議

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第4 議案第88号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第89号 むつ市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第6 議案第90号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算

【議案一括上程、提案理由説明】

第8 議案第92号 むつ市景観条例

第9 議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第10 議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第11 議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

第12 議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

第13 議案第97号 指定管理者の指定について

（むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの）

第14 議案第98号 指定管理者の指定について

（むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの）

第15 議案第99号 指定管理者の指定について

（脇野沢瀬野牧野外8施設の指定管理者を指定するためのもの）

第16 議案第100号 指定管理者の指定について

（地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの）

第17 議案第101号 指定管理者の指定について

（むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの）

第18 議案第102号 指定管理者の指定について

（むつ市奥葉研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの）

第19 議案第103号 指定管理者の指定の変更について

（むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのもの）

第20 議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について

- 第21 議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議について
- 第22 議案第106号 市道路線の認定について
- 第23 議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第24 議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第25 議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第26 議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算
- 第27 議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第28 議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第29 議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第30 報告第20号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(令和2年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	鎌田	光治
副市長	川西	伸二	教育長	氏家	剛人
公営企業 管 理 者	村田	尚	代 監 査 委 員	齊藤	秀一
選挙管理 委 員 会 長	畑中	政勝	農 委 員 会 長	坂本	正一
総務部長	吉田	真	総 務 部 事 長 長	千代谷	賀士子
企画政策 部 長	松谷	勇	財 務 部 長	吉田	和久
民生部長	中村	久	福 祉 部 長	須藤	勝広
健 康 づ く 推 進 部 長	中村	智郎	子 ども も い 長 み どり 長 s m i l e s e k o f f i c e に り つ っ こ 長	菅原	典子
経済部長	立花	一雄	都 市 整 備 長	中里	敬
都 整 建 技 政 推 備 術 進 監	小笠原	洋一	川 内 庁 舎 長	木下	尚一郎

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（大瀧次男） ただいまからむつ市議会第246回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条第1項に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配信しております名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、公害対策に関する経過報告、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する経過報告、交通問題対策に関する経過報告及び工事請負契約に係る入札結果資料が提出されておりますので、お手元に配信しております。

次に、全国市議会議長会等の会議結果につきましては、お手元に配信しております報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日この後、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大瀧次男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、2番工藤祥子議員及び17番岡崎健吾議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの24日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの24日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。

10月30日開会のむつ市議会第160回臨時会において行った行政報告以降、国及び青森県の対応並びにこれまで実施した市の取組についてご報告させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、増加傾向が強まり2週間で2倍を超えるなど、11月以降、過去最多の水準となっております。

特に、北海道、首都圏、関西圏及び中部圏を中心に顕著な増加が見られ、この感染増加が、更に急速な感染拡大をもたらす可能性がある厳しい状況が続いております。

このことから、11月20日には、新型コロナウイルス感染症対策分科会が開催され、この中で、感染が急増し「ステージ3」に入りつつある都道府県があり、その一部の地域では医療提供体制がひっ迫する可能性が高く、結果的には経済及び雇用への甚大な影響が予想されるとして、こうした地域においては、3週間程度の短期間に、感染リスクが高まっている状況に焦点を当てた対応が重要であるとの認識が示されております。

こうした状況に鑑み、当該分科会から政府に対して、感染が急増している地域では、政府の需要喚起策「G o T o キャンペーン」の運用の見直し、営業時間の短縮、移動の自粛要請など、「これまでより強い対策を求める」との提言がなされました。

11月21日には、菅内閣総理大臣は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開き、「新規感染者数が過去最多となるなど、最大限の警戒状況が続いている。感染拡大が一定レベルに達した地域ではその状況を考慮し、都道府県知事と連携し、より強い措置を講じる。」とした上で、「G o T o トラベル」については、感染拡大地域を目的地とする旅行の新規予約の一時停止を、「G o T o イート」については、食事券の新規発行の一時停止などを都道府県に要請する考えを示しました。

さらに、国は、各都道府県が飲食店に対し営業短縮などを要請する際、これに要する負担として、500億円の地方創生臨時交付金を追加配分し、及び重症者の発生を可能な限り食い止めるため、医療施設や介護施設などで陽性者が確認された場合、国の費用で入所者や従業者全員に検査をすることとしております。

一方、知事は、11月19日の青森県危機対策本部会議において、本県におけるイベント開催制限について、11月末までの取扱いとしていた収容率要件及び人数に係る制限を、国の方針に沿って来年2月まで期間を延長するとともに、12月以降、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、かかりつけ医などでもこれらに係る検査を1日当たり3,100件実施できるよう検査体制を強化するべく、保健所を中心とした体制を改めるなど、医療提供体制の整備に必要な予算措置を講じ、感染拡大防止対策に全力で取り組んでいくこととしております。

市では、特に、感染症病床が4床にとどまり医療体制が脆弱なこの地域において、一度に多くの新型コロナウイルス感染症患者が発生することは医療崩壊につながりかねないとの認識から、宿泊者療養施設の確保も含め、市民の皆様の安全と安心を担保する体制の確立について青森県に協力してこれに努めてまいります。

なお、この新型コロナウイルス感染症に係る無症状者及び軽症者の治療に必要な宿泊者療養施設の確保については、下北全体の医療提供体制がひっ迫することがないように、市有施設の活用も含め利用可能な施設の情報を青森県に提供しておりますほか、来年初頭に新型コロナウイルス感染症のワクチンの供給が可能となった場合に備え、実施体制の整備を遺漏なく進めていくこととしております。

また、市民の皆様におかれましては、昨今国から示されております「飲食を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」及び「居場所の切り替わり」の感染リスクが高まる「5つの場面」を回避するとともに、ご自身の体調管理に留意しつつ、基本的な感染予防対策の徹底をお願いいたします。

今後におきましても、国及び青森県の方針、そして、全国の感染状況等を踏まえ、市民の皆様への安全・安心を確保するための取組を進めさせていただきます。

以上を受け、10月30日以降における市の取組についてご報告いたします。

はじめに、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザとの同時流行に備えた市内の検査体制についてご報告いたします。

市内では、むつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所において新型コロナウイルス感染症の検査を行うことができる体制を整えております。

また、この検査はインフルエンザの検査と同時に行うこととなります。

現時点では、市内の民間医療機関において検査を行うことはできませんが、今後は、この本来10月までに整えるべき体制について、青森県に強く求めていく必要があると考えております。

発熱の症状がみられる方につきましては、まずは、「かかりつけ医」など身近な医療機関に相談していただき、むつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所のそれぞれを受診していただければと存じます。

次に、感染症対策室の取組についてご報告いたします。

むつ市感染症あんしん飲食店等の認定数は、11月20日現在で337件となっております。

これから忘年会、新年会シーズンを迎えるに当たり、飲食店を中心に感染対策の要請及びご相談を受ける予定としておりますほか、今後もコミュニケーションをとりながら支援してまいります。

次に、緊急雇用対策室の取組についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用対策として、先の第160回臨時会で御議決賜りました「むつ市離職者生活・再就職支援給付金事業」につき

ましては、11月20日現在、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者を含むコロナ禍により離職された方のうち、123人の方からの申請を受け付け、80人の方への給付手続を完了したところであり、現在も円滑な給付に努めております。

また、アツギ東北離職者雇用対策本部によりますと、11月13日現在、アツギ東北株式会社むつ事業所の離職者のうち、24人の方の再就職が決定したとのことであります。

市といたしましては、コロナ禍により離職された皆様への生活支援及び再就職支援に、引き続きむつ公共職業安定所など関係機関と連携し全力で取り組んでまいり所存であります。

次に、職員の出張及び私用旅行の取扱いについてご報告いたします。

10月19日から11月2日までの間の対応についてであります。青森県が発表した県内飲食店でのクラスター等により多くの感染者が発生しており、これにより、県内のPCR検査陽性率、病床の待機者数などの項目で数値が上昇している状況を受け、職員に対し、これまで以上にうがい、手洗いの徹底、外出時のマスクの着用などの感染症予防の徹底と、市外への出張及び私用旅行についても所属長に届け出ることとしております。

11月3日からの対応についてであります。青森県が発表した県内飲食店でのクラスター等の状況が把握されつつあること、また、下北郡内に感染者がいないことなどの状況を受け、職員に対し、市外への出張及び私用旅行について所属長に届け出が必要としていた方針を見直し、下北郡外への出張及び私用旅行について所属長に届け出ることとしております。

次に、市内の小中学校における修学旅行についてご報告いたします。

修学旅行を予定していた小学校12校、中学校8校では、11月20日までに全ての学校で修学旅行が

実施されました。

なお、中学校2校で、直前の延期等によりキャンセル料が発生し、これについて市に支援要請がありましたことから、保護者の負担にならないよう市で負担することとしております。

次に、令和3年むつ市成人式についてご報告いたします。

令和3年1月10日、下北文化会館大ホールを会場に、令和3年むつ市成人式を開催する予定としております。

開催に当たりましては、座席を空けてソーシャルディスタンスを保つなど、会場内やスタッフの予防対策を講ずるほか、出席する新成人に対し、市外在住の場合は帰省の前に、市内在住の場合は成人式の前にPCR検査を実施して結果を市に知らせるよう依頼し、併せて事前の健康観察等をすよう呼びかけております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、開催を見合わせる場合もあり得ることについても案内しております。

以上、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応についてご報告させていただきます。

今後も感染の動向を注視しながら、国及び青森県の方針等に基づき、市民の皆様の安全と健康、そして日々の生活を守るため、速やかに対策を講じてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） これより質疑を行います。

ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 3点ほど、まずは質疑させていただきます。

まず1点目ですけれども、今の行政報告で市長がおっしゃったインフルエンザと新型コロナウイルスが同時発生した場合の医療体制についてということで、確認ですけれども、その検査を行う体

制は整えていますというふうな話でしたが、同時発生しても対応できるということなのかどうか。

2点目は、本来10月までに整えるべき体制について、青森県に強く求めていく必要があるというふうな話をしていましたが、ということは体制が整えられていないので、これからもお願いすると、早めに対応をお願いしますというふうな話をしていると思うのですが、そのめど、体制が整うめど、どういうふうになっているのか。

そして、今の2点に関わることですが、県にいろんな要請をしても県が答えないというふうな状況について、むつ市はどういうふうを考えているのかをお願いしたいと思います。

3点目は、修学旅行延期になったというふうな話でした。キャンセル料は、行政が負担するということではありますが、この財源はどこから持ってくるのかということと、延期ですから、今後やる可能性があるというふうに考えていますが、どういう考え方で修学旅行を実行しようとしているのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、インフルエンザの同時流行についての体制ということでもありますけれども、私自身としては、依然として体制というところでは、なおしっかりとしたものを構築していく必要があるというふうに認識をしております。その体制が整うめどということですが、これは年内にできればしっかり体制を整えたいと思っているのです。ただ、大事なポイントは、保健衛生に関する権限というものは、市長には限定的にしかございません。というか、ほぼない。これは、あくまでも青森県が青森県の責任においてやるべき話なのです。

というのは、例えば中核市であれば保健所を有しておりますけれども、むつ市は保健所を有して

おりません。それは、県のむつ保健所ということになりますので、こちらがしっかり仕事をしてくれないとなかなかこの体制が整わないということは、これはちょっと理解をしていただきたいなというふうに思いますし、だからこそしっかりと我々の現状を訴え続けることが大事だろうというふうに思います。

要請してもなかなか答えてくれないというのは、これは議員の皆さんも感じていただいているところだと思うのですが、私もそう思っていて、これ非常に残念に思っております。今後もしっかりと現場の意見を集約して届けることによって、コミュニケーションを取りながらやっていくしかないかなというふうに思います。

修学旅行に関していきますと、キャンセル料の財源については教育委員会から答弁をさせますが、事実関係として修学旅行については全て終了してございます。報告の書き方というか、読み方がちょっとまずかったかなと、誤解を与えるような読み方だったかなと思いますけれども、全て終了しておりまして、キャンセルが発生したのは直前に青森県内で多数発生したということがあって、少し行き先を変更、青森県内の中で行き先を変更したということがあったので、キャンセル料が発生して、実際はそのキャンセル料が発生した後に、皆さんもう修学旅行は済んでいるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（角本 力） 斉藤議員の修学旅行のキャンセル料の財源についてお答えいたします。

まず、キャンセル料が発生しまして、こちらのほうを例えばいただいた寄附とか、あと国の支援というものを検討させていただきましたが、国の地方創生臨時交付金については本年9月30日までの申請期限となっておりまして、今回のキャンセル料の発生は10月に入ってからということで、国

の支援のほうはちょっと難しいということですし、また寄附金につきましても様々ほかのものに活用させていただいたということから、一般財源での対応を検討しているところでございます。

この一般財源につきましては、要保護・準要保護援助費というものがございますけれども、この中に修学旅行費というのがございまして、通常の修学旅行よりも短縮されているということで、こちらの執行残が400万円ほどありますことから、これを活用する形で検討させていただいております。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） 7番。

○7番（斉藤孝昭） 県の対応、そして教育委員会の考え方は分かるのですが、そもそも一自治体がこのコロナ禍の新しい生活みたいなものを、財源を確保して前に進むというのは非常に困難で、どうしても国・県の支援がないとできないです。なのにもかかわらず、隅々までその考え方が行き届いていないということは、やはりむつ市にとっても今後不安材料が残るというふうに考えます。

そこで、11月21日の東奥日報に、宿泊療養施設を整備してほしいと県に要望しているのにもかかわらず、一向に答えが出てこないというふうな記事が載っていました。このことについては、発生してからどうのこうのということではなくて、そもそも準備しておかないと駄目なことで、県が全然言うことを聞かないということであれば、ではどうすればいいのだというふうなことも考えられますし、先ほど市長が答弁した行政は対応しているということで動かない場合、我々議会としてもやはり動く機会をつくらないと駄目なのかなというふうなことも考えざるを得ないというふうに思います。

この県の未対応について、市長または行政側はどういうふうに考えているのか、お願いします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

県の対応については、言いたいことは山のようにあって、たくさん本当は言いたいのですが、ただ大事なポイントは保健衛生の政策ということをご超えていると思うのです、コロナ対応というのは。つまり危機管理として我々やっていかなければいけないと思う、そのときに県のリーダーシップがこの地域に足りないということであれば、私たちのフォローシップというものをしっかりと、市民の皆様の平安な、あるいは安全な生活を守っていく、そういう必要があるのだろうというふうに思っています。ですから、あまり言わないようにはしているのです、その点については。何もしていないということではなくて、しかもただ単にお願いしているということではなくて、具体的に複数の施設について、我々はもう数か月も前から提案をしているということだけは、まずお伝えをしたいなというふうに思っておりますし、それについて前向きな回答がないということは、非常に私は残念でなりません。

これ弘前のケースを見ても分かると思うのですが、何かあってから対応するということでは遅いのです。危機管理ですから、ありとあらゆるそういう危機の状況を想定して、あらかじめ全てのことに準備が必要なのです。これは、検査もそうですし、待機施設もそうですし、病院もそうです。ですから、病院の4床というのも、今現時点では4床ですけれども、場合によってはICUも開放して8床までやると、そして今は入院に行くまでの考え方も変わりましたから、中等症とか重症者の方を中心に入院をするということであれば、4月とか5月、あるいは9月までに我々が議論していたこととは危機管理の様子は全然違ってくる、でもどうやったって軽症者待機施設は必要なので、早めにやっぱり整備していただきたいな

というふうに私は思いますし、もう我々が考え得る全ての提案をさせていただいているということはこの場で申し上げたいと思います。

○議長（大瀧次男） ほかに質疑ありませんか。14番 濱田栄子議員。

○14番（濱田栄子） 2点ほど質疑させていただきます。

コロナウイルスの検査体制ですけれども、今現時点でむつ総合病院、川内診療所、脇野沢診療所とありましたけれども、民間のPCR検査体制については把握しているのかどうかお知らせください。今どこまで進んでいるのか。

また、成人式についてですけれども、成人式の場合は、市内在住の方はPCR検査を全件検査体制を整えておりますけれども、帰省する方、そういった方に対するメッセージは今回どのように出すつもりなのか。

○議長（大瀧次男） 暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

14番。

○14番（濱田栄子） PCR検査の検査体制ですけれども、現在むつ総合病院、そして川内診療所、脇野沢診療所は直営ですので、検査体制が整っているということですが、大畑診療所は民間委託になっておりますので、まだそれができないということですが、市内全般の民間の医療機関のPCR検査体制について、準備している民間医療機関等の把握ができておりましたらお知らせください。

そして、あともう一点は、成人式については、帰省される方については全員PCR検査をするという体制は整ったようですけれども、そのほか帰

省される皆さんについてはどういったメッセージを出すつもりかお知らせください。2点お伺いたします。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、民間の検査機関について、PCR検査を実施する体制が整っているのかということですが、これは現時点ではPCR検査を民間で、市内でやるという医療機関はございません。なお、むつ総合病院等の診療所についても、これは現時点ではPCR検査ではなくて抗原検査を実施しているということですので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、成人式、帰省される方々へのメッセージということですが、これは12月に入ってから、恐らく議会の終了の時点ぐらいで、そのときの状況を見て、メッセージを発するか、発しないかも含めて検討すべき事項だと考えてございます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 民間については、もちろん現在は実施していないことは私も認識しておりますけれども、これから予定をしているという民間医療機関もあると思いますので、そういったところもしっかりと情報交換しながら、先ほど市長お話ししましたが、医療というのは最後のとりでだと思っておりますので、やはり危機管理の部分から情報交換をしっかりして、民間ではどれくらいまでできるのかということをこちらのほうで情報をしっかりつかんでいただきたいなと思います。そうすれば、地域の市民の皆さんも、これからいつになれば私たちが地元の診療所でそういった体制、検査ができるのかという先の見通しというのが少しできるのではないかなと思っておりますので、そこはどのように考えていますか。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） これ聞いている市民の皆さんも、今のお尋ねで大分混乱すると思うのですが、

そもそも市には保健衛生を統括する権限というのではないのです、いいですか。ですから、これ県がやる仕事なのです。今検査の体制どう整えるかも、これ県の仕事なのです。その中で、では発熱した方がどうするかといえば、これから12月1日から整えられているという体制の中でいけば、まずかかりつけ医にご相談をして、それでかかりつけ医が発熱した患者さんを診てくれるということであればそこで診る、もし診ない、なかなかそれはちょっとコロナということで、コロナが疑わしいとか、インフルかもしれないということであれば、それはむつ総合病院や川内診療所や脇野沢診療所への受診を勧められる、このルートが1本確保されているというのが一つと、もう一つは県の新型コロナウイルス感染症コールセンターというものが設置されるということで、そこに電話をかけて、そこから各診療所なり病院に割り振られるというような流れになっているということですので、これラジオを聞いている皆さんはその点を誤解のないように受診していただきたいなと思ってございます。

PCR検査そのものは、現在は我々の保健所で行きますと、県が青森市内にある検査する場所で検査をしてくれているということですが、現状むつ総合病院でコロナの受診をしたとしても、それは抗原検査で陽性か陰性かの判断がなされ、それが確定診断となっているということですので、その点もご理解をいただきたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） それぞれの分野とそれぞれ権限というの、私も先ほどの答弁もお聞きしながら理解しているつもりでございます。ですけれども、やはり例えば医療について、毎月回覧が回ってきます、緊急医療についての当番医はどこどこ、いつはどこどこというふうに。ですから、そうい

った形で、やっぱり市民の皆様が安心していただくという形は、このコロナ、先ほど市長もおっしゃったようにどんどん状況も変わってきております。先が見えないというのが私たちの今の現状です。ちょっとよくなったかなと思うとまた拡大していくと。だから、その受入れ態勢というのもしっかりと、やはり民間の医療機関と。私は、何もこれを命令するとか、お願いするとかでなくて、情報を収集ということをお願いしています。

（「最初から決まってるんだって」

の声あり）

○14番（濱田栄子） そういうことを一部検査体制を準備しているという情報も、私も耳にしましたので、そういったことをしっかり市として把握して、発信できるときになったらしてほしいということをお願いしています。

○議長（大瀧次男） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 何か市が何もしていないかのように言うのは、本当にやめてほしいです。我々ここに至るまで、どれだけ感染症対策室が苦勞して検査体制なりなんなりを整えて、それで県にお知らせしているかということなのです。それをある日突然質疑の中で、何もしていないかのように言うというのは失礼千万です、はっきり言いますけれども。

私たちは、繰り返しになりますが、このコロナが発生してから、市民の皆様が健康、それから命、これを最も重視して、ありとあらゆる施策を保健衛生だけではなくてやってきたというふうに自負しています。そうした中で、今回の診療体制についても、はっきり申し上げますが、県の批判になるから言いませんけれども、私自身だって動いているわけです、先生たちに電話かけて。そういうことをしているのにも、それはまだ出てきていませんけれども、結果として。だけれども、やっているわけです。

それで、権限がないというのは、これはもうどうにもならないではないですか。私たちに保健所があって、私に保健所を運用する権限があったら、もうとっくに終わっています、検査体制を整えるの。だけれども、できない理由は何かと考えなければいけないではないですか。その中で、フォローしていかなければいけないことがあるから、今こうして私たちは要請にとどまっているだけであって、それを何もしないかのように言うのはやめてください。甚だ不愉快です。

○議長（大瀧次男） 終わりです。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

◎日程第4～日程第7 議案一括上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長（大瀧次男） 次は、日程第4 議案第88号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7 議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算までの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました4議案について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げます、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第88号 むつ市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、市職員の期末手当の支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第89号 むつ市特別職職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例及び議案第90号
むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例についてであります
が、これら2議案は、特別職職員等の期末手当の
支給割合を改定するためのものであります。

次に、議案第91号 令和2年度むつ市一般会計
補正予算についてであります。本案は、3,000万
円の増額補正でありまして、これにより補正後の
歳入歳出予算総額は、441億8,638万6,000円とな
ります。

まず、歳出についてであります。総務費に下
北文化会館感染症対策事業費として、新型コロナ
ウイルス感染症対策等の工事に係る設計業務委託
に要する経費を計上しております。これは、文化
・交流の拠点という重要な役割を担う施設とし
て、地域住民の皆様が安全で安心して快適に利用
できるよう、下北地域広域行政事務組合からの委
任を受けて下北文化会館を改修するためのもので
あります。

次に、歳入についてであります。国庫支出金
に歳出との関連において、補助見込額を計上して
おります。

以上をもちまして、上程されました4議案につ
いて、その大要を申し上げましたが、細部につき
ましては、議事の進行に伴いましてご質問により
詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜り
ますようお願い申し上げます。

○議長（大瀧次男） これにて提案理由の説明を終わ
ります。

ただいま上程されました議案については、この
後質疑、討論、採決を行います。ここで議事整
理のため、午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午後11時10分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました4議案について
は、それぞれ区分して質疑等を行いますので、ご
了承願います。

◇議案第88号

○議長（大瀧次男） まず、議案第88号 むつ市職
員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対
し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質
疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっており
ます議案第88号は、会議規則第38条第2項の規定
により、委員会への付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第88号は委員会への付託を省略するこ
とに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま
せんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ
て、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第89号 むつ市特
別職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第90号 むつ市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◇議案第91号

○議長(大瀧次男) 次は、議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。
7番 齊藤孝昭議員。

○7番(齊藤孝昭) 議案第91号 令和2年度むつ市一般会計補正予算の下北文化会館感染症対策に関わる設計業務委託料3,000万円について、2点質疑させていただきます。

まず、下北文化会館の管理は、下北地域広域行政事務組合の管理下にあるものであって、本来下北地域広域行政事務組合にむつ市から負担金を出して、そして同組合から設計委託をかけるというふうなのが通例だと思いますが、このたびは組合からの委任を受けて委託の業務の予算を計上するというふうになっています。この委託に至った経緯についてお知らせ願いたいと思います。

2つ目は、採決を急ぐというふうなことで、本日これから採決になると思いますが、この急ぐ理由を教えてくださいと思います。後の下北文化会館のむつ市に移譲という議案がありますが、そこにはあまり関わらない程度の答弁を願いで

ければというふうに思います。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（松谷 勇） お答えいたします。

初めに、委任または委託の経緯についてということでございますけれども、これまで下北文化会館の長寿命化計画の進捗には、財源の確保が大きな課題となっておりました。このたび当会館の新型コロナウイルス感染症対策、主には空調設備の整備でございますけれども、この事業に対する財源が確保できる見込みとなりました。これを踏まえまして、交付金との関係により今年度中の完了を目指し、迅速に事業を実行に移す必要があること、機能の見直しでは市施設のファシリティーマネジメントや地方創生といった観点で検討を進める必要があること、また市の建築土木技術職員の対応が可能なことなどを総合的に勘案いたしまして、下北地域広域行政事務組合事務局との協議を経まして、むつ市で行うことが最も効率的であると判断したところでございます。

また、下北文化会館の新型コロナウイルス感染症対策に関する予防対策、長寿命化対策等を講じた改修事業の実施をむつ市に対し委任すること、また本事業の実施に係る経費につきましては、むつ市が負担することなどを協議させていただいております。

次に、採決を急ぐ理由についてでございますけれども、この財源につきましては令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を予定しておりまして、できれば今年度中に実施設計を終えたいと考えております。また、その後の工事につきましても、地域住民の方々に極力ご迷惑をかけないようにするため、令和3年度中に終えたいと考えておりますことから、一日でも早く実施設計に入る必要があります、先議をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（大瀧次男） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8～日程第31 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（大瀧次男） 次は、日程第8 議案第92号 むつ市景観条例から日程第31 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの24件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） ただいま上程されました22議案2報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第92号 むつ市景観条例についてであります。本案は、本市の魅力あふれる景観の保全及び形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の健全な発展に寄与するため制定するものであります。

次に、議案第93号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地方税法施行令の一部改正に準じ、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第94号 むつ市承認地域経済牽引事業のために設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、引用する部分等について、所要の条文整理をするためのものであります。

次に、議案第95号 むつ市地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、社会福祉法の一部改正に準じ、本委員会の所掌事務に地域福祉計画の評価等を追加するほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第96号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、道路法施行令の一部改正に準じ、市の道路占用料の額を改定するためのものであります。

次に、議案第97号から議案第102号までの指定管理者の指定についてであります。これら6議案は、むつ市海と森ふれあい体験館、むつ市中心身障害者ふれあいの家、脇野沢瀬野牧野外8施設、地方卸売市場大畑町魚市場、むつ来さまい館外2施設及びむつ市奥薬研修景公園外1施設の管理について、指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第103号 指定管理者の指定の変更

についてであります。本案は、むつ市ウェルネスパークの指定管理者の指定の期間を変更するためのものであります。

次に、議案第104号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び下北地域広域行政事務組合同規約の変更に関する協議についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合から下北文化会館の移譲を受けるため、同組合で共同処理する事務を変更し、組合同規約を変更することについて、関係町村と協議するものであります。

次に、議案第105号 下北地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に関する協議についてであります。本案は、下北地域広域行政事務組合で共同処理する事務の変更に伴い、下北文化会館に係る財産の処分について、関係町村と協議するためのものであります。

次に、議案第106号 市道路線の認定についてであります。本案は、整備が完了した市有道路について、3路線を市道として認定するためのものであります。

次に、議案第107号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月14日をもって任期が満了となります齊藤秀人氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第108号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、本年12月19日をもって任期が満了となります田中志昌氏を再任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第109号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、来年1月15日をもって任期が満了となります宮浦雅子氏の後任として長岡俊成氏を選任いたしたく、提案するものであります。

この度の任期をもちまして勇退されます宮浦氏

は、就任以来12年の長きにわたり市の教育行政の要としてご尽力されました。ここに宮浦氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表すものであります。

次に、議案第110号 令和2年度むつ市一般会計補正予算についてであります。本案は、7億3,132万2,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、449億1,770万8,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。各款にわたり職員の配置替え等に伴う人件費の増減調整をしております。

次に、民生費には、前年度の生活保護費国庫負担金の精算に伴う返還金の計上をしております。

次に、商工費では、新型コロナウイルス感染症の影響により市内中小企業の融資利用が増加していることから、融資に係る信用保証料を補給するため、中小企業経営安定化支援事業費を増額しております。

次に、土木費には、官民連携により金谷公園を整備するため、金谷公園官民連携まちづくり推進事業費を計上しております。

次に、教育費には、苫生小学校の空調設備改修に係る小学校大規模改修事業費を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてありますが、地方交付税に普通交付税を増額しておりますほか、国・県支出金には歳出との関連において補助見込額を計上しております。

また、橋梁長寿命化修繕事業について、継続費の追加をしておりますほか、年度内に事業の完了が見込めないことから小学校大規模改修事業について、繰越明許費を設定しております。

なお、むつ市中心身障害者ふれあいの家外16施設の指定管理料及び市道等維持事業について、債務負担行為を追加しております。

次に、議案第111号 令和2年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した方に対して国民健康保険税を減免することに伴い、歳入において、国民健康保険税を減額し、その同額を国からの補助見込額として国庫支出金に計上するものであります。

次に、議案第112号 令和2年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてありますが、本案は、青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正による後期高齢者医療保険料の変更等に伴う1,282万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、6億741万9,000円となります。

次に、議案第113号 令和2年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてありますが、本案は、介護保険制度の改正による介護保険事務処理システムの改修等に伴う751万8,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、67億5,382万4,000円となります。

次に、報告第20号についてありますが、これは、令和2年9月21日むつ市仲町地内の市道において発生した自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、議会の委任を頂いているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第21号についてありますが、これは、令和2年度むつ市一般会計補正予算でありまして、来年1月の成人式に出席予定の新成人の皆様に対し、事前にPCR検査キットを無償配布し検査を受けていただくことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、出席者だけではなく市民の皆様にも安全・安心な形で成人式を開催するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました22議案2報

告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます次第であります。

○議長（大瀧次男） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明11月26日及び27日と11月30日から12月2日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明11月26日及び27日と11月30日から12月2日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、11月28日及び29日は休日のため休会とし、12月3日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時30分 散会